

## 令和2年度第3回習志野市社会教育委員会議 会議録

1 日 時：令和3年1月29日（金）午前10時00分から午前11時00分まで

2 開催場所：習志野市庁舎グランドフロア 会議室A、B

### 3 出席者

【委員】：澤田 弘 委員長、田尻 正代 副委員長、合志 久恵 委員、  
藤木 信弘 委員、三浦 久美 委員、三代川 誠一 委員、  
土井 浩信 委員

【事務局】：小熊 隆 教育長、塚本 将明 生涯学習部長、  
村山 典久 生涯学習部次長、藤原 友哉 社会教育課長、  
加藤 努 青少年センター所長、河栗 太一 中央公民館長、  
岡野 重吾 中央図書館長、妹川 智子 生涯学習部主幹（社会教育課）、  
石橋 寛 社会教育課管理係長、關 有助 社会教育課主査補、  
鶴岡 奈々 社会教育課副主査、村上 友規 社会教育課主事補

（欠席委員）：中台 雅之 委員

【傍聴者】：0人

### 4 会議内容

#### 開会

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 報告

- （1）指定管理者の指定について（習志野市実花、袖ヶ浦、谷津公民館）
- （2）習志野市文化振興計画（案）のパブリックコメント結果について
- （3）令和3年度生涯学習部予算（案）の概要及び主要施策別重点事業について
- （4）令和3年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について

第4 審議

- （1）習志野市文化振興計画（案）について（答申）（案）

第5 その他（事務連絡等）

#### 閉会

## 5 配付資料

- 報告 (1) 指定管理者の指定について (習志野市実花、袖ヶ浦、谷津公民館)
- 報告 (2) 習志野市文化振興計画 (案) のパブリックコメント結果について
- 報告 (2) 習志野市文化振興計画 (案)
- 報告 (3) -1 令和3年度生涯学習部予算 (案) の概要 (歳出)
- 報告 (3) -2 令和3年度習志野市教育行政方針 (案) に基づいて具体的に取る事業
- 報告 (4) 令和3年度社会教育関係団体に対する補助金 (案) について
- 審議 (1) 習志野市文化振興計画 (案) について (答申) (案)

## 6 議事内容

### 第1 会議録の作成等

「報告 (3) 令和3年度生涯学習部予算 (案) の概要及び主要施策別重点事業について」、及び「報告 (4) 令和3年度社会教育関係団体に対する補助金 (案) について」は、議決により非公開とすることに決定し、議事の進行上、報告 (2) と審議 (1) を一括して審議した後、報告 (3)、報告 (4) を審議することとした。

また、会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課を記載のうえ、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することを決定した。

### 第2 会議録署名委員の指名

委員長より三代川誠一委員と土井浩信委員を指名し、決定した。

### 第3 報告

報告 (1) 指定管理者の指定について (習志野市実花、袖ヶ浦、谷津公民館)

澤田委員長：

報告 (1) 「指定管理者の指定について (習志野市実花、袖ヶ浦、谷津公民館)」について、事務局から説明をお願いします。

河栗館長：

習志野市実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館、3館の指定管理である。この度、指定管理者が決まって、指定管理者は株式会社オーエンスとなった。指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間である。公募してオーエンスを含む2者から申請があった。指定管理料は、1年間あたり約8,500万円で、3館分の指定管理料となっている。こちらが提示した額よりも指定管理料の提案額が、99.6%であった。選定の理由としては、全国で公民館等の公共施設の維持管理を指定管理者として行って

おり、その実績を活かした質の高い市民サービスと施設運営が期待できること、また提案内容から、現状を超える職員配置や利用者の意見や要望を積極的に採り入れた各地域の状況や課題にあった多様な事業の実施が期待できた、ということである。特筆すべきこととして、夜間について、現状の職員数を超える職員配置を提案してもらったことや、従事者の社会教育主事の資格取得の支援を行っていること、各地域の状況や課題にあった多様な主催事業の提案があった。審査結果は、オーエンスが100点満点中の74.5点、対してB社が62点であった。現在、業務引継ぎ及び事業計画の策定を行っており、令和3年の3月末までに終了させる。また、来月2月には基本協定書の締結を予定している。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

土井委員：

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、各公民館におけるサークル活動が十分にできない状況になっているが、それは換気が一番の大きな問題で、例えば密室型の部屋、音楽関係の部屋が使用できない状況になっていると思う。その状況の中で、決定した指定管理者に、新たに換気設備の設置を要望できるのであれば、ぜひそれをやっていただきたいと思っている。今後、4月から6月ぐらいにかけて感染症の状況は落ち着いてくれると期待しているが、その後も引き続きウィズコロナが課題となっていくと思うので、市民の利用を考えると、重要な課題と考える。

河栗館長：

新型コロナウイルス感染症対策については、現状は利用できる人数を制限しながら、活動していただいている状況である。今般、緊急事態宣言が発令されたが、習志野市公民館としては、午後5時までは利用人数制限を行いながら、公民館を利用いただいている。また、公民館の主催講座についても、高齢者向けの講座については休止しているが、その他の少年親子の講座や、成人の講座は十分な換気対策やソーシャルディスタンスを確保しながら実施している。施設の改修については、今回指定管理料の中で小破修繕の中で1公民館当たり100万円から60万円の予算が含まれているので、その中で可能なものは対応するが、それ以上の大きな修繕や改修は市が責任を持って対応するという形態となっている。例えば換気のため窓を開けることが必要だが、公民館には網戸がないという問題があるが、指定管理者と協議しながら進めていきたいと思っている。

田尻委員：

実花公民館は、他の公民館と違い小学校の体育館との併設施設である。学校開放事業中の体育館での運動による音や振動で、公民館の事業、講座に影響が出かねないので、その引継ぎはきちんとして行って欲しいし、学校開放事業では、地域との連携も図って行きたいと考えているので、その辺も引継ぎをお願いしたい。

河栗館長：

現在、引継ぎを行っており、年度が明けて4月の第1金曜日に開催される学校開放事業の委員会に、指定管理者の配置した館長が出席することを始め、連携を図っていく予定である。日常的な事業の実施にあたっては、体育館での学校の体育の授業との調整なども実際に現地において十分に伝えていきたいと思っている。

澤田委員長：

十分な引継ぎをお願いしたい。

## 報告（2）習志野市文化振興計画（案）のパブリックコメント結果について

澤田委員長：

本件は、教育委員会から本委員会に諮問されており、継続して協議してきた「習志野市文化振興計画（案）」についての内容になる。次の議題で本委員会としての答申案について審議を行うので、議事の進行上、質疑については、その際に一括して承りたい。それでは、事務局から説明をお願いします。

妹川主幹：

習志野市文化振興計画（案）については、広く市民から計画案に対する意見をいただく場として、パブリックコメント手続きを実施した。実施期間は、令和2年11月18日から12月18日までの約1か月間で、7名の方から31件の意見をいただいた。いただいた意見は、大きく分けると4つのテーマがあった。1つ目は記載の方法、2つ目は事業や取り組みへの提案、3つ目は要望事項、そして4つ目はその他という区分けである。1つ目の記載の仕方では、主に計画をわかりやすく記載するという観点から意見をいただいた。その中から3件の意見について計画案に取り入れ、記載を修正した。また、計画案に直接反映はしていないが、今後の事業を実施する上で、参考となる意見や、検討が必要な意見が9件あった。主なものを紹介すると、鑑賞の機会や発表の場、それだけにとどまらないで、それをきっかけに、それぞれの考え方を深めるような取り組み、そういったことも大切であるという意見や、子ども達に対して今後の生き方に影響を与えるような企画が必要という趣旨の意見をいただいている。また、高齢化に伴う担い手不

足という観点からの意見があったが、計画案の中でも課題として捉えており、非常に難しい問題と認識している。従来のやり方では、発展が見込めないものや、新たな視点で若い世代が興味のあるものを取り入れながら、事業に取り組むことの提案ということで、紹介した意見も含め、今後事業を進めていく上で参考にしていきたいと考えている。今後については、パブリックコメント結果について、2月の教育委員会議において、報告した後、ホームページで公表していく予定である。

澤田委員長：

前述したとおり、質疑については次の議題で一括して承る。

#### 第4 審議

##### 審議（1）習志野市文化振興計画（案）について（答申）（案）

澤田委員長：

習志野市文化振興計画については、今年度第1回の社会教育委員会議において、計画の策定にあたり、諮問を受け、意見を求められている事項になる。これまで、事務局が作成した計画案について、各委員から意見をいただき、それを計画案に反映してきた。先ほど報告があったように、事務局では、この計画案に対して、パブリックコメント手続きを実施し、広く市民からいただいた意見を踏まえ、最終的な計画案をとりまとめたところである。本委員会としては、この最終的な計画案に対する意見として、教育委員会への答申をする。それでは、この答申案について事務局から説明をお願いします。

妹川主幹：

まず、これまで各委員に頂戴した意見を反映して、本日の答申案をまとめることができたことを感謝申し上げます。それでは答申案の内容について説明する。配付した資料が習志野市文化振興計画案についての答申案である。内容は、まず計画案について審議を重ねた結果、内容については概ね妥当ということで記載している。また、推進にあたっての留意事項として5項目を記載している。この5項目は、いただいた意見の中から、計画の中に記載しきれなかった部分で、複数の委員からいただいた意見の内容や、計画を進める上で重要となる内容をまとめている。1つ目の伝統文化の継承については、合志委員、藤木委員、そして田尻副委員長などの多くの委員からいただいたものである。実施にあたっては、取り組みやすい工夫をするようという内容である。2点目については、主に土井委員からの意見で、「つくる」という観点が文化には必要だということ。3点目、4点目は、市が保有する文化財を様々な場面で有効活用する、そして情報通信技術（ICT）を活用したわかりやすい文化情報の発信を行っていくことについてである。最後の5点目は、各委員から憂慮いただいているコロナ禍における文化活動について、

後退しないように各種事業の実施にあたっては柔軟に対応していくこと、以上が答申案の内容である。

続いて、最終的にとりまとめた計画案について説明する。パブリックコメントで反映した部分を資料中では赤字で修正している。5 ページ目では、「音楽のまち」ということで、これまで学校分野で音楽活動をして、現在に至るまでの経緯について書き加えている。21 ページ目では、取り組み内容中、44 と 45 の事業について順番を入れ替えている。その事業の具体的な内容が 38 ページ目に記載があり、こちらも順番を入れ替えている。また、33 ページ目に記載のある学習圏会議という言葉がわからないという意見があったことから、後日、その部分に説明を書き加える予定である。最後に、計画の資料編は、本日の資料では省略しているが、市民意識調査の分析概要、文化施設、指定文化財、屋外彫刻、及び市内の地図を掲載する予定である。また、本会議への諮問と頂戴する答申、最後に関係法令も掲載する。今後の予定は、答申案について、本日これから審議いただいたのちに正式に答申書として頂戴し、2月の教育委員会議で正式に計画策定という運びになる。

澤田委員長：

それでは、説明のあった答申案と、先ほど報告のあったパブリックコメント結果について、一括して意見、質問を伺う。

合志委員：

「音楽のまち」の経緯を詳しく記載されたが、この内容では吹奏楽に記載が隔たっているように感じる。習志野市内の中学校では、全校で合唱コンクールを実施しており、小学校も含めて発表会を行う学校がほとんどで、小学校、中学校の児童・生徒達みんながやっているという事実を書き加えてもらうと有難い。もう1点は、パブリックコメントの中で、市役所の担当部署と関係機関のネットワークを図示するべきとの意見があったが、市役所の組織が今一見えてこないで、組織図を掲載すると、どの部署が実施するのか全体的にイメージしやすいのでお願いしたい。

妹川主幹：

1点目の音楽の部分については、おっしゃるとおり中学校は全校で合唱コンクールに力を入れており、文化ホールや各校の体育館で工夫して実施している。また、小学校にも各校に音楽クラブがあるので、そうした活動についても追記するなど、記載についてはもう少し工夫したいと考える。2点目の組織図については、おっしゃるとおり市民に分かりづらい。自分は組織の中にいる人間なので、そういった視点では漏れていた点であり、資料編の中で工夫できるかどうか、今一度検討していきたい。

三浦委員：

文化振興計画（案）8 ページの公民館に関する説明の記載で、屋敷公民館が廃止となったことに触れずに、プラッツ習志野を開設したという記載になっている。この文章だけ読むと、屋敷公民館がまだ存続していると誤解を生じると思うので、廃止されたことを明記した方が良いのではないか。

妹川主幹：

誤解が生じないような表現に修正する。

藤木委員：

学校現場を踏まえての意見としては、吹奏楽や合唱で習志野市内の小中学校、高校が日本有数の成果をあげているということ、これはすごく大きいことだと思う。他県の友人から、先日テレビ番組の「アド街ック天国」で習志野が紹介された後、習志野すごいなと多くの電話がかかってきた。映像等での情報発信には、大きな影響力があると改めて感じた。現在、小中学校で児童生徒にタブレット端末が配付されることが決まっており、コロナの影響でやむを得ない事情から自宅で待機しなければならない児童生徒には、先行してタブレット端末の配付が始まっている状況である。全員の手元にタブレット端末が届けば、ICTの活用で習志野の活動を観ることができる、聴くことができることに繋がっていけば、表現するにはすごく易しい方法ではないか。こども達が観ていけば、その家族も一緒に観てくれる。両親や祖父母にも紹介することができ、裾野が広がると思う。また、社会科では小学校3、4年生の授業の中で公民館活動にも触れる部分があるが、今コロナ禍でサークル活動の発表の場が少ないということであれば、個人情報の保護という観点も必要だが、録画したものを観るだけでも、こういうことをやっている、こども達に伝わるのではないかと思うし、それを観た両親や祖父母も観てみようかという方向になっていくのではないかと思う。タブレット端末の配付という素晴らしい機会があるので、それと絡めて、何か実施できないかという希望がある。

妹川主幹：

答申案には、ICTを活用して情報発信をしていくという記載がある。それについての工夫について提案いただいたと受け止める。教育委員会の指導課や学校教育課、学校現場と連携しながら、うまく工夫していきたい。貴重な意見に感謝する。

澤田委員長：

それではお諮りする。習志野市文化振興計画の策定に係る答申案について、本答申案のとおり決定したいと考えるが、これにご異議ないだろうか。

(異議なし)

澤田委員長：

異議なしと認める。原案のとおり決定する。

## 第5 その他

澤田委員長：

事務局から連絡等があれば、お願いしたい。

石橋係長：

3点ほど連絡させていただく。1点目は、1月11日の開催を予定していた、令和3年の成人式について、3月14日に開催を延期した。委員各位には、ぜひ3月14日の成人式に出席いただきたい。2点目は、1月7日に発令された新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言への生涯学習部所管施設の対応である。主な対応は、各公民館と習志野文化ホール、市民ホールでは、原則午後5時閉館、既予約分は午後8時までの利用をお願いしている。次に、図書館は、通常中央図書館は開館日前日を、他図書館は土曜日について午後7時まで開館しているが、これを午後5時閉館としている。スポーツ施設についても、原則午後5時閉館、既予約分は午後7時までの利用としている。いずれの対応も、緊急事態宣言期間である2月7日まで継続する予定である。最後に3点目は、次回の会議についてである。今年度は、本日が最後の会議となり、令和3年度第1回の会議は7月頃に開催させていただくことを予定している。日程が決まり次第、改めて連絡する。

## 第3 報告

報告(3) 令和3年度生涯学習部予算(案)の概要及び主要施策別重点事業について

報告(4) 令和3年度社会教育関係団体に対する補助金(案)について

澤田委員長：

以後は、非公開の議題の審議となる。報告(3)「令和3年度生涯学習部予算(案)の概要及び主要施策別重点事業について」、及び報告(4)「令和3年度社会教育関係団体に対する補助金(案)」について事務局より一括して説明をお願いする。

藤原課長：

抜粋して説明させていただく。社会教育課に関する事業では、ただ今審議いただいた文化振興計画に基づき、市民カレッジ、文化財の保存・活用、文化ホールの運営等など



様々な事業に引き続き取り組んでいきたい。続いて、公民館に関する事業では、コロナ禍ではあるが引き続き講座等を実施していくとともに、公民館施設整備事業では、菊田公民館の設備改修、また袖ヶ浦公民館、谷津公民館のエレベーター改修工事を実施する予定である。続いて図書館に関する事業では、令和3年度末で東習志野図書館、新習志野図書館、谷津図書館の指定管理期間が満了するため、令和3年度において次期指定管理者の選定作業を進めていく。続いて、青少年に関する事業についてである。放課後子供教室事業では、令和2年度に大久保東小学校地区の放課後子供教室を開設したが、令和3年度では、東習志野小学校、秋津小学校地区でも放課後子供教室を開設する。青少年センターに関する事業では、引き続き補導、相談業務を続けていく。富士吉田青年の家に関する事業では、今年度は各宿泊室の換気設備を新たに整備したところである。次に、生涯学習複合施設プラッツ習志野に関する管理運営に関わる事業は引き続き計上している。スポーツに関する事業では、スポーツ施設の管理運営に関する費用や、スポーツ振興協会等に対する補助経費等を計上している。特徴的なものとしては、体育施設整備事業で、現在取り組んでいる秋津公園とスポーツ施設の一体的整備に関する基本構想、基本計画の策定に係る費用を予算計上しているところである。以上が来年度の予算に関する概要である。

続いて、令和3年度の社会教育団体に関する補助金案についてであるが、こちらについては例年通り、PTA連絡協議会、芸術文化協会をはじめ、各青少年健全育成連絡協議会やスポーツ協会等への補助金として、ほぼ例年通りの補助金に係る予算を計上している。

澤田委員長：

事務局から説明があった内容について、意見、質問を伺う。

合志委員：

公民館講座費が令和2年度より、予算が減額しているが、コロナ禍であることが原因か。

河栗館長：

こちらは、新たに指定管理者制度を導入する3館分の講座費を、指定管理料を計上する公民館管理運営費へ移している。3公民館の指定管理に係る仕様書では、現在行っている講座数よりも約1割から2割増の講座を実施するよう規定しているので、令和2年度の講座費よりも、上乘せして指定管理者料として計上しているという予算組みとなっている。一見すると減額している様に見えるが、実際は増額している。

合志委員：

公民館施設整備事業、放課後子供教室事業、体育施設整備事業で、申し入れ額よりも予算額が減額となっている理由は何か。

河栗館長：

公民館施設整備事業については、当初の申し入れ額には、照明をLEDに更新する費用を計上していたが、こちらは令和2年度に前倒しして実施することとなったため、その分を減額している。また、その他緊急性が比較的低い工事について、令和3年度の予算化は見送っている。

石橋係長：

放課後子供教室事業については、空調設置工事の一部が減額となっている。厳しい財政状況の中で、優先順位を精査した結果であるが、必須な箇所については、十分に確保している。体育施設整備事業も同様に優先順位を精査した結果であるが、緊急性が高い箇所については確保されている状況である。

澤田委員長：

他に質疑なしと認める。本日の日程は以上となる。これをもって、令和2年度第3回習志野市社会教育委員会議の会議を閉会する。